

平成17年5月31日 開会
平成17年5月31日 閉会
(臨時第2回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第65号

平成17年第2回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成17年5月27日

大山町長 山口 隆之

1 日 時 平成17年5月31日 午前9時30分

2 場 所 大山町役場議場

----- . ----- . -----
○開会日に応招した議員

近 藤 大 介
吉 原 美智恵
敦 賀 亀 義
川 島 正 寿
秋 田 美喜雄
諸 遊 壤 司
小 原 力 三
二 宮 淳 一
野 口 俊 明
荒 松 廣 志
鹿 島 功

西 尾 寿 博
遠 藤 幸 子
森 田 増 範
岩 井 美保子
尾 古 博 文
足 立 敏 雄
岡 田 聰
椎 木 学
沢 田 正 己
西 山 富三郎

----- . ----- . -----
○応招しなかった議員

なし

第 2 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

平成 1 7 年 5 月 3 1 日 (火曜日)

議事日程

平成 1 7 年 5 月 3 1 日 午前 9 時 3 6 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 議席の一部変更について
日程第 3 会期の決定について
日程第 4 諸般の報告
日程第 5 議案第 41 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 議席の一部変更について
日程第 3 会期の決定について
日程第 4 諸般の報告
日程第 5 議案第 41 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
-

出席議員 (2 1 名)

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美 智 恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美 保 子
9 番 秋 田 美 喜 雄	1 0 番 尾 古 博 文
1 1 番 諸 遊 壤 司	1 2 番 足 立 敏 雄
1 3 番 小 原 力 三	1 4 番 岡 田 聰
1 5 番 二 宮 淳 一	1 6 番 椎 木 学
1 7 番 野 口 俊 明	1 8 番 沢 田 正 己
1 9 番 荒 松 廣 志	2 0 番 西 山 富 三 郎
2 1 番 鹿 島 功	

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小 谷 正 寿 書記 …………… 汐 田 美 穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山 口 隆 之 助役…………… 田 中 祥 二
総務課長 …………… 諸 遊 雅 照 福祉保健課長 …………… 松 岡 久 美 子
税務課長 …………… 坂 田 修

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立、礼。着席してください。

○議長（鹿島 功君） おはようございます。ただいまの出席議員は21名です。定足数に達しておりますので、これから平成17年第2回大山町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（鹿島 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番 吉原美智恵君、4番 遠藤幸子君を指名いたします。

日程第2 議席の指定及び一部変更について

○議長（鹿島 功君） 日程第2、議席の指定及び一部変更を行います。今回、新たに繰り上げ当選された川島正寿君の議席を会議規則第4条第2項の規定により、7番に指定します。これに関連し、会議規則第4条第3項の規定によって、お手元にお配りしました議席表のとおり、議席をそれぞれ一部変更いたします。議席表のとおりに移動してください。暫時、休憩をいたします。

〔議席を移動する〕

午前9時37分休憩

午前9時38分再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（鹿島 功君） 日程第3、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第4 諸般の報告について

○議長（鹿島 功君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議員派遣については、お手元に配布しました議員派遣報告書のとおり、議長が決定して派遣しましたので報告します。これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 議案第41号

○議長（鹿島功君） 日程第5、議案第41号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程になりました議案第41号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

このたびの一部改正は、被保険者の所得額、固定資産税の確定に伴い、保険税算出の税率、税額を改正するものであります。平成17年度の保険税につきましては、旧町ごとで税率、税額を決定し、平成18年度で一本化をすることといたしております。平成17年度の大山町全体の保険給付費総額を旧3町の実績から推計をし、約14億1,000万円といたしました。これは、前年度に対して率にして3%、額にして約4,700万円の増であります。総保険給付費の約35%は税を充てることとなっておりますので、約5億円を国民健康保険税として徴収することになります。

合併後、急激な税額、税率の変更を避けるため、積算の基礎となります軽減後の一人当たりの税額を旧中山町が67,200円に、旧名和町が61,200円に、旧大山町が63,600円にそれぞれ前年度とほぼ同額に据え置き、これを基準に地方税法第703条の規定に基づき、資産割、均等割、平等割を新大山町として積算した税率、税額に近づけて算定をいたしました。なお、税の不足分については、繰越金を充てたいと考えております。

介護納付金につきましては、平成17年度の一人あたりの額が約22,600円と決まっておりますので、医療分と同様な算定でそれぞれの税率、税額を算定いたしました。

別表第1から別表第5について、上段に改正前、下段に改正後を載せております。附則において、この条例は公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用するものとし、適用区分で大山町国民健康保険条例は、平成17年度分の国民健康保険税か

ら適用し、平成16年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例によるものといたしております。以上で議案第41号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。

〔「議長、20番」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 20番。

○議員（20番 西山 富三郎君） 一問一答方式ですから、3点します。

始めの質問はですね、古い名和町にあっては、この税条例の改正は、この時期の臨時会を開いて議決しております。県下の町村では専決をしておいてですね、6月に出す町村もあるようではありますが、私は徴収が4回で、6、8、10、1月とあるようですから、5月中にですね臨時会を開くのがベターではないかと思えますし、執行部と議会の関係からしてもそれがベターだと思います。このように5月中に担当課と相談をしてですね、臨時会を開いて頂きたいと思うのですが、執行部の考えどうですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

〔「議長、総務課長」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 先ほど西山議員さんのほうから、この大山町国民健康保険税条例の一部改正の行います時期、或いは方法についてのご質問を頂いたように理解をいたしております。

この件につきまして、先ほどのご質問にもありましたように、県下の町村の中には、専決で町の執行部のほうの専決権を行使をいたしまして、後に議会に報告というふうな手法をとっておられるところもあるというふうなことでありましたが、従来から我々執行部の考えといたしましては、議会の皆様にご相談すべき案件につきましては、例え臨時会であっても急遽開会をお願いをいたしまして、議会の皆さんと相談をしながら、或いは協議をしながらこの件についてお諮りをして、ご承諾を頂くという手法をとって参りましたので、今後におきましても執行部といたしましては、この件につきましては、なるべく早い時期に毎年こういうふうな問題が発生した時に、臨時会でも開催をいたしまして、皆さまにお諮りをしてご承認を得たいというふうに考えるところであります。以上でございます。

〔「議長、20番」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 20番。

○議員（20番 西山 富三郎君） 1点目については了解しました。次の質問に入ります。算出資料のほうからお尋ねしますが、1ページ目の上段の一番下、軽減分が8,667万3,526円と限度超過額が4,494万4,983円ございます。この限度超過額というのは、53万円以上は取れないという法律がありますから、その方達の超過額だと思いますが、53万に達する方は、何所帯ぐらいございますか。

- 議長（鹿島 功君） 町長。
〔「議長、福祉保健課長」と呼ぶ者あり〕
- 議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。
- 福祉保健課長（松岡 久美子君） 額につきましては積算しておりますけれども、所帯数、人数については把握しておりません。以上です。
〔「議長、20番」と呼ぶ者あり〕
- 議長（鹿島 功君） 20番。
- 議員（20番 西山 富三郎君） 今の件は了解いたしました。最後3点目に入ります。その表の一番下ですけど、7割軽減、5割軽減、2割軽減がございます。何所帯何人ですか。それぞれ説明してください。
- 議長（鹿島 功君） 町長。
〔「議長、福祉保健課長」と呼ぶ者あり〕
- 議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。
- 福祉保健課長（松岡 久美子君） 大山町全体におきまして、7割軽減の人数ですけど2,000人です。5割軽減が550です。2割軽減が650であります。所帯につきましては、7割軽減世帯が1,400、5割軽減が250、2割軽減が440、以上でございます。
〔「了解」と言う者あり〕
- 議長（鹿島 功君） 休憩します。

午前9時46分休憩

午前9時47分再開

- 議長（鹿島 功君） 再開いたします。他に質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第41号を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
- 議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。
-

○議長（鹿島 功君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成17年第2回大山町議会臨時会を閉会します。

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立、礼。

午前9時48分閉会

----- . ----- . -----

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員